

## 福山市長に「社会保障の拡充を求める要望書」を提出！（福山市社保協） 子ども・保育、障がい者、国保、介護、後期高齢者、年金について



9月19日（金）10時30分より、福山市役所福祉部会議室にて、福山市社会保障推進協議会（会長：西谷章 事務局：福山医療生協）が、福山市長に対し、2020年度予算の検討に当たり、福山市の社会保障分野の要望書を手渡し、懇談しました。

右から、梶山泰福祉部長、柳井優事務局長、花岡利明事務局員、藤本順也事務局次長（福山民商事務局長）、池田寿太郎運営委員（福山医療生協常務理事）、中川協子東深津保育所所長、武田妙弥たんぼぼ保育園園長、塩出悦嗣事務局次長（生・権ねっと事務局長）

冒頭あいさつを柳井優事務局長が行った。：福山市社保協として、初めて社会保障の各分野の要望書を市長に提出すること。地方自治法第1条の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本にするとあるように、この法の精神を踏まえて、文書回答をいただき、後日、各担当課との懇談をお願いしたいと挨拶し、要望書のはじめにを読み上げ、各分野からの発言に引き継ぎました。

- ・ 子供、保育：中川協子東深津保育所所長  
すべての子どもが等しく質の高い保育を無償で受けることができるよう国に改善を要望して下さい。給食食材費は無償化の対象にするよう要望。
- ・ 障害者：塩手悦嗣事務局次長  
65歳問題で、本人の希望で障がい者支援を受けることができるが、そのことを、ケアマネを含め、周知徹底すること。短期入所事業慮を増やし、利用しやすくすること。
- ・ 医療、国保：藤本順也事務局次長  
一般会計からの繰り入れで、国保税の引き下げ、平等割、均等割りの廃止、減免の拡充を。国庫負担を増やすよう要望すること。
- ・ 介護保険制度：花岡利明事務局  
制度発足から20年、保険料が当初から2倍になっている。保険料が払っても自己負担が払えない。これ以上の負担増はやめ、国庫負担を増やし保険料・利用料を引き下げること。
- ・ 後期高齢者医療保険：池田寿太郎運営委員  
75歳以上の比率が高くなると同時に低所得者が増える。減免軽減措置の充実を。
- ・ 年金制度：柳井優事務局長  
国民年金受給者への減免、免除、障害基礎年金制度の情報を周知させること。
- ・ 最後に文書回答をお願いして終了しました。

福祉部長からは、項目を各担当課におろし検討した結果を回答する。時期は未定。

## 1、子ども、保育施策について

国と自治体には、児童の権利に関する条約、日本国憲法、児童福祉法にそった、子どもたちの最善の利益のために努力する責務があると考えます。以下の項目について、全国市長会を通じて国に要望して下さい。合わせて、貴市単独での改善をお願いします。

- ① 認可保育所・学童保育を整備し、待機児を解消して下さい。
- ② 子どもの権利・発達を保障するために、職員資格・配置、保育室面積などの基準は切り下げず改善して下さい。
- ③ 保育の質向上と安心・安全な保育のために職員の大幅増員を図って下さい。
- ④ 職員の賃金・処遇を改善して下さい。
- ⑤ 全ての子どもが等しく質の高い保育を無償で受けられるようにして下さい。
- ⑥ 給食食材費は幼稚園等も含め実費徴収化ではなく無償化の対象にして下さい。

## 2、障がい者施策について

65歳に達したことを理由に障害者自立支援法に基づく無償の訪問介護が打ち切られ、介護保険への移行を強いられ、自己負担が生じたのは不当だとして、脳性まひの浅田達雄さんが岡山市による打ち切り処分の取り消しなどを求めた訴訟で2018年12月、広島高等裁判所岡山支部の原告全面勝訴の判決が確定しましたので要望します。合わせて市障害福祉計画2018アンケート調査結果を受けて要望します。

- (1) 65歳問題（介護保険制度優先）について、当事者の要望に沿った運用をお願いします。
- (2) 浅田訴訟の岡山地裁判決及び広島高等裁判所岡山支部による各判決の趣旨を福山市担当課職員に周知徹底するとともに、介護支援専門員、相談支援専門員など関係者にも周知して下さい。以下の判決について周知をして下さい。
- (3) 65歳になる障害者に、一律に自立支援給付の不支給決定をするのではなく、要介護状態以前の障害によりどのようなサービスが必要なのか、介護保険給付の自己負担額を支払うことが障害によりどの程度負担なのか等を考慮して、自立支援給付を選択することが相当である場合がある。
- ② 障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定である。
- ③ 65歳になる障害者が、介護保険の申請をしない場合に「7条に基づき、自立支援給付を支給しない決定をする」ことは、裁量処分であり、市町村の合理的裁量にゆだねられている。
- (4) 市障害福祉計画2018アンケート調査等報告書によれば、「福祉サービスの利用状況と利用意向」の設問で短期入所を今後利用したい人は、18歳以上では16.4%で2番目に多く、18歳未満では24.8%で最も多いという結果が出ています。このような利用意向に 대응するために、また親などの緊急時に利用できないということが起こらないようにするために、短期入所事業所を整備・拡充して下さい。
- (5) 内閣府が地方自治体にも推奨している「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」に基づいた条例を制定して下さい。

## 3、医療・国民健康保険制度について

少子化の中、子どものいのちを守ることは自治体の責務です。よって、扶養義務者の収入の多少に関わらず、子どもは平等な扱いを受けるべきと考えます。

共助（助け合い）の観点や子育て支援を踏まえ、協会けんぽや共済健保との整合性からも、子ども分の保険料はかけるべきではないと考えます。

以下の項目を要望します。

- (1) 子ども（18歳・高校生卒業年度含む）の保険税は一般会計から繰り入れ、全額免除にして下さい。
- (2) どの子も安心して医療が受けられるよう、医療費10割給付の「子ども保険証」（18歳・高校生卒業年度含む）を発行し、経費は一般会計で賄って下さい。
- (3) 資格証の発行はやめてください。督促状や電話での機械的な対応でなく、必ず当事者自宅を訪問し、面談の上生活実態をつかみ相談に応じて下さい。

(4) 国保税の滞納処分に当たっては、必ず当事者自宅を訪問し、面談の上生活実態をつかみ懇切丁寧な解決策を講じて下さい。

(5) 以下の項目について、全国市長会を通じて国に要望して下さい。

- ① 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を高所得者を対象とした大幅な引き上げを求めると同時に、平等割、子どもの均等割りを廃止すること。
- ② 保険税(料)の計算方法を、旧ただし書きから住民税方式に替えること。
- ③ 国からの繰り入れを50%に引き上げること。

#### 4、介護保険制度について

介護保険制度が出来て来年で20年になります。保険料が当初の2倍を超えました。保険料は払えても利用料が払えない等「保険あって介護なし」の状況が起きています。安心して介護保険が使えるよう、以下のことを要望します。

- (1) 介護保険料を引き下げてください。
- (2) 保険料滞納者へのペナルティーはやめ、必ず当事者自宅を訪問し、面談の上生活実態をつかみ懇切丁寧な解決策を講じてください。
- (3) 以下の項目について、全国市長会を通じて国に要望して下さい。
  - ① 利用者の自己負担分は国が負担すること。
  - ② ケアプランの有料化は利用制限につながる恐れがあります。有料化は導入しないこと。
  - ③ 介護従事者に対する処遇改善費用は、介護保険でなく別途、国が負担すること。

#### 5、後期高齢者医療保険制度について

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

以下の項目を広域連合に要望して下さい。また、貴市独自で実施して下さい。

- (1) 保険料の軽減制度を復活して下さい。
- (2) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないで下さい。
- (3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施して下さい。
- (4) 以下の項目について、全国市長会を通じて国に要望して下さい。
  - ① 後期高齢者の自己負担の原則2割化はしないこと。
  - ② 後期高齢者の保険料、医療費負担の軽減のために国庫負担を50%に引き上げること。

#### 6、年金制度について

制度を知らないために、申請手続きができないケースが出ています。

塩崎厚生労働大臣(当時)が、2016年12月の参議院厚生労働委員会で、「国民年金保険料の未納者200万人のうち、94%が保険料の申請免除が見込まれる」と答弁しているように、制度が周知されていないことを踏まえ、以下のことを要望します。

- (1) 国民年金第1号被保険者と18歳~19歳のこれから第1号被保険者になる人に対し、保険料の免除制度(申請免除)、学生の納付特例制度、保険料納付猶予制度(50歳未満)を周知徹底させて下さい。
- (2) 国民年金第1号被保険者に対して、障害基礎年金制度を周知徹底させて下さい。
- (3) 以下の項目について、全国市長会を通じて国に要望して下さい。
  - ① 際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること。
  - ② 65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
  - ③ 年金は隔月支給ではなく、国際標準の毎月支給にすること。
  - ④ 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急を実現すること。
  - ⑤ 当面、基礎年金の国庫負担分月3.3万円をすべての高齢者に支給すること。
  - ⑥ 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・年金受給者のために運用すること。

以上